

---

## 研究

---

# 英国における外部独立製作番組のネット配信に向けた著作権等の利用と保護に関する法的枠組み

## The Legal Framework on Rights Exploitation for Online Distribution of Independent Productions in the United Kingdom

キーワード：

外部独立製作番組, クォータ制, 著作権等, 共同規制, 放送, ネット配信

keyword：

Independent Productions, "An Independent Production Quota" Rule, Rights, Co-regulation, Broadcasting, Online Distribution

総務省 情報通信政策研究所 数 永 信 徳

Institute for Information and Communications Policy (IICP),

Ministry of Internal Affairs and Communications of Japan

Nobunori KAZUNAGA

---

### 要 約

いつでも、どこでも、ネットに接続してコンテンツを視聴することが可能になり、人々の視聴習慣に変化が生じてきている。そのため、テレビやネット配信といったメディアを問わず、国民・利用者が多様で良質なコンテンツを視聴できる環境を確保することが、必要不可欠となっている。

英国では、多様で良質なコンテンツを確保するために、主要放送事業者に対して、外部独立製作番組割当規制（クォータ制）を遵守することが義務づけられている。この外部独立製作番組も含め、BBCやITVなどの主要放送事業者は、2007年から先駆的に「同時配信」や「見逃し配信」等の動画配信OTTサービスを展開してきた。それゆえ、当然の帰結として、英国では、早い段階から外部独立製作番組のネット配信に向けた著作権等の利用と保護に関する法的枠組みが構築されてきた。

そこで、本稿では、外部独立製作番組のネット配信に向けて、「どのメディアかではなく、いつの時

---

原稿受付：2019年9月10日

掲載決定：2020年4月12日

点での利用か “when, not where” という考え方を出発点として議論されてきた英国の先行事例を検証していくこととする。はじめに、クォータ制を構成する「量的目標」、「独立製作事業者の定義」、「著作権等の基本原則」の三要素を概観する。その上で、外部独立製作番組のネット配信に向けた共同規制による著作権等の利用と保護に関する「合意形成」の過程を考察していく。

## Abstract

Anytime, anywhere, we are able to connect to the Internet and watch visual content, so people’s viewing habits are changing. Therefore, it is essential to ensure that citizens have the opportunity to watch the content regardless of the type of media such as broadcasting or online distribution.

In the UK, in order to secure diverse high-quality content, the Public Service Broadcasters (PSBs) are obligated to comply with “an independent production quota” rule (“the quota” rule). Since 2007, PSBs (e.g. BBC, ITV) have been pioneering the OTT services such as “simulcast distribution” and “catch-up services” of television programmes, including independent productions. Naturally, early on, in the UK, a legal framework was established on the exploitation of online distribution rights of independent productions.

Thus, in this paper, we will examine this example from the UK, starting from “when, not where” on the exploitation of online distribution rights of independent productions. To begin with, we will survey the three major elements of “the quota” rule: “the quantitative goals (25% rule)”, “the definition of an independent producer” and “the basis for rights exploitation”. Then, we will examine the process of “negotiations for the conclusion of binding agreements” through co-regulation regarding rights exploitation for online distribution of independent productions.

## 1 はじめに

ブロードバンドの進展やスマートフォンなどの急速な普及により、いつでも、どこでも、ネットに接続して映像作品などのコンテンツを視聴することが可能になったことで、人々の視聴習慣に変化が生じてきている(総務省情報通信政策研究所, 2018)。また、超高速・低遅延を特徴とする第5世代移動通信システム(5G)の導入によって<sup>(1)</sup>、コンテンツ供給市場を巡る環境は、今後、さらに加速度的に変化していくことが予想される。このため、多様で良質なコンテンツを確保し、テレビやネット配信といったメディアを問わず、国民・利用者がコンテンツを視聴できる環境を整えていくことが必要になっている(情報通信審議会, 2017)。

英国では、2007年から公共放送のBBC<sup>(2)</sup>や民間放送のITV<sup>(3)</sup>が、先駆的に「同時配信」や「見逃し配信」等のサービスを開始しており、早い段階からネット配信への対応が行われてきた。このような、人々の視聴習慣の変化への対応の必要性は、英国だけでなく、日本においても同様の状況である<sup>(4)</sup>。また、NetflixやAmazon Primeをはじめとする海外の動画配信OTT<sup>(5)</sup>事業者の台頭によって、ネット配信等の新たなメディア・サービスが進展しており、コンテンツ供給市場を巡る環境は、世界的に大きな変革期を迎えている。

## 2 研究の意義・有用性

### 2.1 著作権の利用と保護の法的枠組みの重要性

映像作品などのデジタル情報としてのコンテンツには、車やパソコンといった一般的な商品とは異なり、「情報財」としての性質がある。消費者が手に入れようとしているのは、無体物である情報であり、原作品を製作するには、それなりの費用がかかるが、複製を製作する際の費用は、相対的に、また絶対的にも、かなり小さいものとな

る。このことは、違法コピー・海賊版対策にあたって、著作権という法的権利の生まれる根拠になると説明されるが(河島, 2009)、一方で、正当な著作権者による原著作物の二次利用権の経済的利用にあたっても妥当することである。それゆえ、著作権の利用と保護の均衡を図っていくことは、産業構造を形成していく上で重要な要素となってくる。

また、産業構造の形成を考えた場合、ネット配信等の新たなメディアの進展は、放送との関係において、新産業の台頭と旧産業の構図に映る。そして、過去に、これと似たようなことが、1950年代の放送の台頭と、映画との関係で起こっていたとの指摘がある。そこでは、初期の段階から当時の新産業であった放送に参入していった映画会社はなかったが、その後、実務的な協働関係に入り、水平的な融合関係になっていったとの分析がなされている(内山, 2018)。

今後、これと同様に、現在においては旧産業である放送と、新産業であるネット配信とが競争関係にありながらも、友好・協調関係を構築することができるのであれば、コンテンツの製作過程から流過程における多様性が確保され、結果として、国民・視聴者にとっては選択の幅が広がることになる。そして、映像作品などのコンテンツが「情報財」であることからすれば、放送とネット配信の友好・協調関係を構築していく上において、著作権の利用と保護の均衡を図っていくことが必要不可欠となってくる。そこで、その手法として有効な試みの一つとして考えられるのが、共同規制の枠組みである。

共同規制は、ネット配信等の新たなメディア・サービスに典型的な「流動性領域の拡大」やコンテンツ規制に対する「表現の自由への配慮」などに有効な手法として考えられ、その理論的枠組みや具体的な欧米における事例が日本でも紹介されている(生貝, 2011)。しかしながら、放送コンテンツに関する著作権の帰属と利用許諾権につい

て、欧米における共同規制の経緯的事実に即した事例の紹介は、日本において詳細には行われていない。

そこで、本稿では、放送コンテンツ製作分野における共同規制について、英国における外部独立製作番組のネット配信に向けた著作権等の利用と保護に関する法的枠組みを研究対象として考察を行っていくこととする。

## 2.2 英国における事例研究の意義

英国では、放送コンテンツ製作分野において、多様で良質なコンテンツを確保するために、主要放送事業者 (Public Service Broadcasters)<sup>(6)</sup> に対して、独立製作事業者から一定割合の番組を調達するよう、外部独立製作番組割当規制 (本文において、以下「クォータ制」という。) が義務づけられている。クォータ制は、その立法目的において、第一に、文化的多様性の促進・新たな参入者や新たな意見への市場の開放 (新規参入の促進)、第二に、中小企業の活性化・創造性の促進・新たなクリエイターの育成 (独創性の発揮)、第三に、主要放送事業者と番組製作事業者の垂直統合によってジャンルの多様性が失われないように均衡・調整 (多様性の確保) を図ることとしている (Ofcom, 2015)。

このクォータ制の対象となる外部独立製作番組は、主要放送事業者から独立製作事業者への製作委託契約を通して調達が行われる。そのため、外部独立製作番組の調達にあたっては、製作されたコンテンツの著作権等の権利関係が予め明確にされていることが必要となる。

したがって、英国では、テレビやネット配信といったメディアを問わず、国民・視聴者が外部独立製作番組を視聴できる環境を確保するために、主要放送事業者と独立製作事業者のどちらに著作権が帰属するののかという争点はもとより、ネット配信に向けた著作権等の権利関係や収益配分に至るまで、著作権等の利用と保護に関する法的枠組

みが予め明確になっている。そして、この点については、クォータ制を導入するかどうかは別として、日本における外部製作番組の著作権の帰属と利用許諾権に関する課題の解決に向けて、日本法に有益な示唆を与えようとする。

## 2.3 日本における放送コンテンツの適正製作取引に向けた取組み

日本では、放送コンテンツ製作分野における適正な製作取引について、行政機関、放送事業者及び番組製作事業者の業界団体等が参加して、総務省の「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(総務省, 2018b) において、活発な議論が継続されている。また、業種横断的な検討を行う「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」においても、放送コンテンツの適正製作取引について議論が行われている (総務省・経済産業省, 2019)。

これまでの経緯を振り返れば、2003年に下請代金支払遅延等防止法 (以下「下請法」という。) において、情報成果物作成委託が規制対象となり、放送コンテンツも同法の適用対象となった。その後、より適正な放送コンテンツの製作取引の実現に向けて、2009年7月10日、総務省の「放送コンテンツ製作取引の適正化の促進に関する検討会」が、地上放送を適用対象として「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定し、2017年には衛星放送及びケーブルテレビに適用対象が拡大された (総務省, 2019b)。今後は、放送コンテンツのネット配信などの二次利用に向けた議論の前提として、外部製作番組の著作権の帰属の問題に対する課題を解決することが、これまで以上に重要となってくると考えられる。

この著作権の帰属の問題については、「企画から製作、完成に至る作業、その制作費を誰がどう調達し支払いまで責任をもって行っているか、などの実態にかかわって決せられる」と理解されて

いる(舟田, 2011)。しかし、日本の著作権法上、外部製作番組の著作権の帰属の要件となる「発注と責任」については、「どのように解釈してテレビ番組製作に適用するかは難しい問題であって、判例・学説でも十分に明確にされているわけではない」と論及されており、その判断の前提となる製作取引の実務においては、「契約書さえ交付されないという状況がある」との指摘がされている(舟田, 2010)。

この点について、総務省の実施した放送事業者と番組製作事業者の双方に対するアンケート調査(以下「実態調査」という。)の結果では、「発注書面の交付をしなかった／受けなかった場合があった」と「発注書面の交付を全くしていなかった／受けなかった」の合計が、放送事業者からの回答では17.7パーセント、番組製作事業者からの回答では38.3パーセントとなっている(総務省, 2019a)。この結果を見る限り、予てから指摘されていた著作権の帰属の論点から抜け出せていないのが日本の放送コンテンツ製作取引の実情である。

このような状況の中でも、放送コンテンツのネット配信などの二次利用に向けて、情報通信審議会において検討が進められ、その最終答申の中で、放送事業者と番組製作会社が「イコール・パートナー」として、共通の目標に向けて取組を進めることが必要である」との提言がなされた(情報通信審議会, 2018)。そして、この提言の策定過程において、2017年6月27日、放送事業者と番組製作事業者の「継続的な対話・情報共有の場」として、総務省がオブザーバーとして参加する「放送コンテンツ適正取引推進協議会(以下「推進協議会」という。)」が設立されている(情報通信審議会, 2017)。

今後、日本において、外部製作番組の著作権の帰属の問題に対する課題を解決し、ネット配信などの放送コンテンツの二次利用に向けた本格的な議論を行う際に、当事者間の「合意形成」の場と

して「推進協議会」が適正な製作取引を推進していく可能性を秘めている。その際、英国における事例のように、放送事業者と番組製作事業者の業界団体によって定められた「製作委託実施規約」が規制機関の認証を受けるだけでなく、当該規約の策定過程をも法的規律の対象とする共同規制の枠組みは、日本法における一つの選択肢として検討する価値があると考えられる。

### 3 外部独立製作番組割当規制 “an independent production quota” rule

#### 3.1 外部独立製作番組割当規制の三要素

番組製作事業者は、放送事業者との支配・所有関係に応じて、以下のように分類されている(Ofcom, 2015)。まず、内部制作事業者(In-house producers)と外部製作事業者(External producers)に大きく分けられる。内部制作事業者は主要放送事業者の制作部門であり、例えばBBC ProductionsやITV studios等が該当する。一方、外部製作事業者は、非独立製作事業者(Non-qualifying producers)と独立製作事業者(Qualifying independent producers)の二つに区分される。このうち、クォータ制の対象となるのは、独立製作事業者である。

クォータ制は、次の三つの要素から構成されている。第一は、「量的目標」としての「25パーセント割当規制 “an independent production quota”」である。第二は、クォータ制による保護の範囲を定める「独立製作事業者の定義 “the definition of an independent producer”」に関する規定である。第三は、主要放送事業者が独立製作事業者に製作委託を行う際の契約の前提となる基準としての「製作委託実施規約 “Code of Practice”」をはじめとする「著作権等の利用と保護に関する基本原則」(本文において、以下「著作権等の基本原則」という。)に関する規定である。当該規定は、主要放送事業者に対して「製作委託

実施規約」の策定・公表を義務づけるとともに、その内容や策定過程の妥当性について、規制機関である英国情報通信庁（Office of Communications: Ofcom）（以下「情報通信庁」という。）の認証を得なければならないとする規定である（Ofcom, 2015）。

### 3.2 共同規制の一類型としての「コード・モデル “Code Model”」

これらの要素によって構成されるクォータ制のうち、英国2003年情報通信法（以下「2003年情報通信法」という。）によって導入された第三の「著作権等の基本原則」に基づく「合意形成」の過程は、規制機関である「情報通信庁」と、被規制者である「主要放送事業者」及び「独立製作事業者の業界団体」が相互に連携する共同規制と考えられ<sup>7)</sup>、共同規制の一類型としての「コード・モデル “Code Model”」の側面があると言える。

「コード・モデルにおいては、業界団体によって定められたコードが国家の規制機関に登録されることとされ、これが国家規制と自主規制の結節点となる。コードの内容及び策定過程の両者が規制の対象となり、規制機関は、一定の実体的な要請を行う場合もあるが、コードの内容には原則として立ち入らず、むしろ自主規制の過程の規制が中心となる。」（曾我部, 2010）。このことからすれば、「登録」を「認証」に、「業界団体」を「独立製作事業者の業界団体と主要放送事業者」と読み替えることで、外部独立製作番組割当規制に関する2003年情報通信法第277条及び第285条等に基づく手続は、共同規制の諸類型のうち、「コード・モデル（Code Model）」と考えられる。なお、当該共同規制は、いわゆる意見募集手続とは異なり、コードそのものだけでなく、当該コードの策定過程における「合意形成」にも重点が置かれて法的規律の対象とされていることに意義がある。そして、本稿において、コードに相当するものは、「番組委託実施規約」である。

### 3.3 「25パーセント割当規制 “an independent production quota”」

外部独立製作番組の「量的目標」については、欧州では、1989年に「国境なきテレビ指令<sup>8)</sup>」第5条において、欧州の独立製作事業者が製作した番組を「10パーセント以上」放送するよう規定されており、その後、当該規定が「視聴覚メディア・サービス指令<sup>9)</sup>」第17条に引き継がれている。欧州の中でも、英国では、他の欧州連合加盟国に先行して、この「国境なきテレビ指令」の数年前から本格的な議論が開始されており（Castendyk et al., 2008）、1986年のピーコック・リポートにおいて、外部独立製作番組の「量的目標」の導入が提言されていた（Peacock et al., 1986）。そして、市場原理の導入による放送法制の大幅な改革を提唱するピーコック・リポートの理念を具体化するため、英国では、1990年放送法において、外部独立製作番組の放送義務として「25パーセント割当規制 “an independent production quota”」が規定された（長谷部, 1992）。クォータ制の三つの要素のうち、第一に該当する「量的目標」の設定である。

この英国における1990年放送法の「25パーセント割当規制」は、その後、2003年情報通信法に引き継がれ、主要放送事業者の各チャンネルに対して、「各年の放送時間<sup>10)</sup>の総量の25パーセント以上が、多様な外部独立製作番組に割当てられなければならない」（2003年情報通信法第277条第1項）と規定されている。また、当該「25パーセント割当規制」は、1990年放送法の規定に基づく主要放送事業者に対する免許の要件にもなっており<sup>11)</sup>、違反が認められた場合には、経済的過料として制裁金が課される対象となり得る（2003年情報通信法第237条）。

### 3.4 独立製作事業者の定義 “the definition of an independent producer”

「独立製作事業者」とは、1991年放送規則（独

立製作番組)<sup>(12)</sup>により定義づけられ、次の三つの要件を満たすものとされている（同規則第3条第4項第a号から第c号）。

「第一に、放送事業者に雇用されていないこと。

第二に、放送事業者の株式の25パーセントを超えて保有していないこと。

第三に、英国の一の放送事業者に25パーセントを超えて株式を保有されている事業者でないこと、又は、英国の二以上の放送事業者によって50パーセントを超えて株式を保有されている事業者でないこと。」

このように、独立製作事業者は、放送事業者との支配・所有関係に応じて、具体的な株式保有比率等によって定義づけられている。クォータ制の三つの要素のうち、第二に該当するクォータ制の保護の範囲を画定する「独立製作事業者の定義」である。なお、当該定義については、今後のコンテンツ供給市場を巡る環境の変化に対応して、一定規模を超える大規模な独立製作事業者をクォータ制の保護の対象外にするために、「規模の上限“a size cap”」を設定するなど「独立製作事業者の定義」の変更も政策的な選択肢として考えられる（Ofcom, 2015）。

### 3.5 著作権等の利用と保護に関する基本原則

英国のクォータ制は、1990年前後の放送制度改革における変動と転換を一つの深淵としているが、2003年情報通信法の制定により、さらなる転換期を迎えることとなる。クォータ制の三つの要素のうち、第三に該当する「著作権等の基本原則」の制度化である。

#### 3.5.1 主要放送事業者の「製作委託実施規約“Code of Practice”」策定・公表義務

クォータ制は、外部独立製作番組に25パーセント以上の放送枠を割り当てることから、必然的に、主要放送事業者から独立製作事業者へ番組製作の委託が行われることになる。需要と供給の観

点からすれば、主要放送事業者は、その数が少ないことから製作委託取引市場における影響力が強く、逆に、独立製作事業者は中小企業の事業者が多いことから、主要放送事業者各社との交渉力は必ずしも強くない。それゆえ、一般的には、製作委託取引市場において、主要放送事業者各社は、独立製作事業者に対して優越的地位にある可能性が高い状況にあると言える。

英国では、このような状況に対応するため、当該25パーセント以上の放送枠の製作委託取引について、主要放送事業者が独立製作事業者に製作委託を行うにあたって、主要放送事業者に対して独立製作事業者との交渉・合意の上で「製作委託実施規約」を策定・公表することを義務づけている。さらに、これに加えて、当該規約の内容や策定過程が「情報通信庁が発表する指針」に従って策定されるとともに、情報通信庁の認証を受けることが求められている（2003年情報通信法第285条第1項から第5項）。そして、この「情報通信庁が発表する指針」が「主要放送事業者の独立製作事業者との製作委託実施規約の策定に関するガイドライン」（以下「情報通信庁の製作委託ガイドライン」という。）である（Ofcom, 2007）。

#### 3.5.2 「情報通信庁の製作委託ガイドライン」の基本原則

「情報通信庁の製作委託ガイドライン」は、2003年7月17日の情報通信法の成立後、2003年12月18日に初版が策定・公表され（Ofcom, 2003）、その後、2007年6月21日に第二版が策定・公表されている（Ofcom, 2007）。この「情報通信庁の製作委託ガイドライン」では、主要放送事業者が「製作委託実施規約」を策定するにあたって遵守すべき事項について、2003年情報通信法第285条第3項第a号から第g号までの7つの条項を中心に解説している。

これらの解説の中でも、特に、同法同条同項第b号<sup>(13)</sup>の解説では、当該25パーセント以上の放送

枠のために主要放送事業者から独立製作事業者へ製作委託された番組の著作権の帰属等について、

「製作者が番組を主要放送事業者又は第三者に完全に売却しない限り、当該番組に関する権利は製作者が保有するべきというのが、『製作委託実施規約』に対する情報通信庁の基本原則である。」としている。なお、当該「情報通信庁の製作委託ガイドライン」の改正が必要となる場合には、情報通信庁は、主要放送事業者及び独立製作事業者（又は独立製作事業者の業界団体）と事前協議を実施した上で策定・公表することとされている（2003年情報通信法第285条第6項第c号）。

### 3.5.3 情報通信庁による「製作委託実施規約“Code of Practice”」の認証

英国では、契約の前提となる基準としての「製作委託実施規約」について、その内容はもとより、「情報通信庁の製作委託ガイドライン」を遵守して、「製作委託実施規約」の策定に向けた主要放送事業者と独立製作事業者の「合意形成」が行われたかどうかも含め、情報通信庁の認証が必要とされている。つまり、「製作委託実施規約」の認証は、「情報通信庁の製作委託ガイドライン」と連動する共同規制の枠組みとして、2003年情報通信法に法定されていることに意義がある。

2007年前後の外部独立製作番組のネット配信に向けた著作権等の利用と保護を巡る議論においては、本稿4.1で述べる通り、共同規制の枠組みによって、大きく分けて三つの段階を経て、当事者間の「合意形成」が図られた。第一段階は、情報通信庁からの基本方針案の提示である。第二段階は、情報通信庁の基本方針案をもとにした、主要放送事業者と独立製作事業者による「製作委託実施規約」の改正に向けた協議である。その後、第三段階として、情報通信庁によって当該規約改正案が認証される方向性が示され、2007年に「情報通信庁の製作委託ガイドライン」の改正が実施されている。

## 4 ネット配信に向けた共同規制による著作権等の利用と保護に関する「合意形成」

ここからは、コンテンツ製作分野の共同規制について、英国における外部独立製作番組のネット配信に向けた著作権等の利用と保護に関する「合意形成」の過程を検証していく。

### 4.1 共同規制による「合意形成」に向けた三段階の交渉過程

#### 4.1.1 「どのメディアかではなく、いつの時点での利用か“when, not where”」情報通信庁による基本方針案の提示

2007年の「情報通信庁の製作委託ガイドライン」の改正に向けた共同規制の第一段階は、2005年から2006年にかけて実施された情報通信庁の「放送コンテンツ製作分野に関する調査」の意見募集を端緒としている（Ofcom, 2006a）。この中で、情報通信庁は、「同時配信（simulcast distribution）」、「時差放送・配信（time shifted distribution）」、「見逃し配信（catch-up services）」を含むビデオ・オン・デマンド（on demand services）」等の新たなメディア・サービスへの対応について、基本方針案を示している。

この基本方針案では、「どのメディアというのではなく、いつの時点での利用なのか“when, not where”」という考え方を出発点として議論をすべきとしており、従来の「初回放送の放送権（いわゆる一次利用権）」と「その他のメディアでの利用権（いわゆる二次利用権）」という考え方から、「初回放送から一定期間（7日間から30日間）は『すべてのメディア“any distribution platform”』での利用を可能とする『主要利用“primary window”』と「初回放送から一定期間経過後の利用を想定した『副次的利用“second window”』』という考え方に移行すべきと提言している<sup>(14)</sup>。そして、「副次的利用」については、「主要利用」（7日間から30日間）終了後に、さらに



一定期間の「副次的利用窓口権」が放送事業者側に設定されるべきであり、その期間は5年よりも短期間とし、当該期間経過後は独立製作事業者へ当該「副次的利用窓口権」を返還するという基本方針案を提示している。

#### 4.1.2 主要放送事業者と独立製作事業者の協議

共同規制の第二段階となる民間の当事者間の交渉に向けて、情報通信庁は、第一段階の意見募集の締切日と同日の2006年3月21日（後に、2006年5月31日まで延長）を主要放送事業者と独立製作事業者の業界団体であるThe Producer's Alliance for Cinema and Television: PACT<sup>(15)</sup>（以下「PACT」という。）の間の交渉期限に設定した。そして、その上で、民間の当事者間での交渉による合意が望ましいが、交渉が進展しない場合には、情報通信庁の介入、すなわち共同規制の第一段階で情報通信庁が自ら示した基本方針案を「情報通信庁の製作委託ガイドライン」に反映する改正を実施する可能性があることを明言していた（Ofcom, 2006a）。これを受けて、主要放送事業者とPACTが、情報通信庁の基本方針案をもとに、契約の前提となる基準としての「製作委託実施規約」の策定の協議を開始し、BBCが2006年6月2日にPACTとの「製作委託実施規約」の合意を発表（BBC, 2006）、順次、チャンネル3及びチャンネル4も、それぞれPACTとの間で「製作委託実施規約」の合意に至った（Ofcom, 2006b）。

#### 4.1.3 情報通信庁による「情報通信庁の製作委託ガイドライン」の改正と「製作委託実施規約“Code of Practice”」の認証

共同規制の最終段階となる第三段階では、2006年10月25日に、情報通信庁が意見募集の結果において、新たなメディア・サービスへの利用許諾権に関して、「情報通信庁の製作委託ガイドライン」に当該基本方針案を詳細に明記するなど

の介入の必要は無くなったとして、主要放送事業者の「製作委託実施規約」の改正案を認証する考えを示した（Ofcom, 2006b）。その後、2007年6月21日に改正された同ガイドラインでは、新たなメディア・サービスへの利用許諾権については、情報通信庁が詳細な規定で介入するのではなく<sup>(16)</sup>、包括的な規定に留まる内容となっている<sup>(17)</sup>。その一方で、主要放送事業者各社による「製作委託実施規約」の改正においては、情報通信庁の認証のもとで、外部独立製作番組のネット配信に向けた著作権等の利用と保護に関する諸条項が詳細に記載されることとなった。

#### 4.2 製作委託契約の基準となる諸条項の重層構造

2007年に、共同規制の枠組みの中で合意に至った製作委託契約の基準となる具体的な諸条項は、「製作委託実施規約」と、その下位規定となる「番販契約条項“Terms of Trade”」等の重層構造となっている（BBC, 2019）。ここからは、主要放送事業者の中でも最も影響力の大きいBBCの外部独立製作番組に関する「製作委託実施規約」を確認していく。

##### 4.2.1 BBCの「製作委託実施規約“Code of Practice”」

BBCの「製作委託実施規約」は、最終的には、2006年から2007年にかけての共同規制の第一段階において情報通信庁が示していた基本方針案とは少し異なる内容になっている。当初の情報通信庁の基本方針案では、「初回放送から一定期間（7日間から30日間）は『すべてのメディア』での利用を可能とする『主要利用』と「初回放送から一定期間経過後の利用を想定した『副次的利用』という考え方に分けて示されていた。しかしながら、BBCの「製作委託実施規約」においては、「主要利用権“primary rights”」として、BBCの放送サービスに関する「同時配信」、「見逃し配信」、その他のすべてのメディアにおける展

開がBBCに認められること、そして、当初の情報通信庁の基本方針案では「5年未満」とされていた「副次的利用窓口権」についても、「5年間」として、このBBCの「主要利用権」に含まれている (BBC, 2019)。

#### 4.2.2 共同規制であるが故の「合意形成」過程における揺らぎ

当初の情報通信庁の基本方針案と、BBCがPACTと合意した「製作委託実施規約」が少し異なる内容になっているのは何故だろうか。このことについては、情報通信庁が基本方針案と同時並行で「放送コンテンツ政策分野に関する調査」の意見募集において実施した情報通信庁からの質問に対する放送事業者及び番組製作事業者からの回答が手掛かりとなる。その質問とは、「新たなメディア・サービスに関する合意形成を促進させるための情報通信庁の基本方針について、その目標と選択肢の範囲は妥当か？」というものである (Ofcom, 2006b)。

この情報通信庁からの質問に対して、BBCからの回答は、「新たなメディア・サービスの取り扱いについて、情報通信庁が提示した目標を歓迎する。情報通信庁の基本方針案は、特に、より明確で柔軟性のある枠組みとなっており、すべての関係者が視聴者の利益となる新しいメディア・サービスへの経済的利用の機会を得ることになる。」というものであった。

また、ある民間放送事業者からは、「情報通信庁の基本方針案に、広く同意する」との見解が示される一方で、他の民間放送事業者からは、「この議論において欠落しているのは、新たなメディア・サービスによって得られる経済的利益が追加の収入に相当するのか、それとも、従来の放送収入に置き換わるのかという論点である」との見解が示された。

一方で、ある番組製作事業者は、著作権の帰属が番組製作事業者側にあることを前提として、「あ

まりにも長期間となることには懸念があるが、放送事業者側にとっても、ある程度有利な形で番組製作事業者への権利返還を考える必要がある」と述べていた。また、他の番組事業者は、「情報通信庁の基本方針案を支持するが、著作権等の利用に伴う使用形態や収益配分について、解決すべき多くの詳細な事項がある」と指摘していた。

これらの回答を受けて、当事者間の合意形成が図られるまでの間、情報通信庁は、民間の当事者間での交渉による合意が望ましいが、交渉が進展しない場合には、介入の選択肢もあるとの立場を意見募集の当初から一貫して維持していた。

これらの意見募集への回答から分かることは、BBCと一部の民間放送事業者は、情報通信庁の基本方針案を支持しており、他の一部の民間放送事業者からは、新たなメディア・サービスから得られる収益配分の扱いが「合意形成」の成否を左右すると考えていたことが推測される。また、この点については、番組製作事業者側からも、放送事業者への利用許諾の期間が自身の得られる収益と関連してくる（短期間であれば得られる収入は少なく、長期間になれば得られる収入も多くなる）ことから、他の一部の民間放送事業者と同様に、新たなメディア・サービスから得られる対価が「合意形成」の成否を左右すると考えていたと推測される。その結果、これらの交渉過程における当事者間の揺らぎの影響を受けて、当初の情報通信庁の基本方針案と、BBCがPACTと合意した「製作委託実施規約」が少し異なる内容になっていったものと推察される。ただし、このことについては、民間の当事者間における交渉過程での経緯であり、公表資料が存在していないことから、情報通信庁の意見募集における質問への回答から推察されるに留まる。

#### 4.2.3 BBCの「番販契約条項 “Terms of Trade”」

BBCの外部独立製作番組の製作委託に関する詳細な契約条項は、「製作委託実施規約」の下位

規定となる「番販契約条項」に規定されている<sup>(18)</sup>。この「番販契約条項」には、「『主要利用権』とは、『契約条項通則“General Terms”<sup>(19)</sup>』における合意のもとで、BBCに認められたすべての権利」とされている。そして、この「契約条項通則」にBBCの「公共サービス権“Public Service Rights”」が設定されている<sup>(20)</sup>。この「公共サービス権」は、外部独立製作番組についてのネット配信の独占的利用権だけでなく、番組販売のプロモーション（販売促進）としての利用、テレビ祭・映画祭といったイベントにおける当該番組の上映・展示などへの独占的利用権も含まれており、広範囲に及んでいる（BBC, 2018）。

これらの外部独立製作番組の製作委託に関する詳細な契約条項は、BBCとPACTの合意の上で運用されており、当然のことながら、番組販売契約成立時に、BBCは著作権者である独立製作事業者に権利料を支払い、その対価として、新たなメディア・サービスへの独占的利用権を得ている（BBC,

2014）。また、「番販契約条項」については、3年毎に、BBCとPACTの間で見直しが行われることとされている（BBC, 2019）。

なお、外部独立製作番組の著作権の帰属等は、もとより独立製作事業者にあることから（BBC, 2014）、BBCの独占的利用権である「公共サービス権」の5年間の契約終了後は、「副次的利用窓口権」も、独立製作事業者に返還されることになる。ただし、この5年間経過後に当該権利が独立製作事業者へ返還された時点からの収益配分については、BBCの「番販契約条項」において、返還後においても収入の15パーセントから25パーセントをBBCに配分する契約になっている（BBC, 2018）。

## 5 著作権法と契約の関係

ここまで、外部独立製作番組のネット配信に向けた契約の前提となる基準としてのBBCの「公共

表：英国における外部独立製作番組の著作権等の利用と保護に関する考え方の変遷\*

メディア別		放送	ネット配信	放送・ネット配信	ネット配信		
初回放送からの時差			同時	1～24 時間以内	30 日以内	5 年間	5 年超
サービス別		初回放送	同時配信	時差放送・時差配信	見逃し配信	ビデオ・オン・デマンド	
契約	2005 年以前の考え方	放送局の一次利用権	二次利用権***				
	共同規制	2006 年の情報通信庁の基本方針	放送局の「主要利用権」 “Primary Rights”			放送局の副次的利用窓口権	独立製作事業者へ権利返還
		「製作委託実施規約」	BBC の「公共サービス権」 “Public Service Rights”				独立製作事業者へ権利返還
法	定義	「放送」 (法第 6 条第 1 項)		「放送以外」 (法第 6 条第 1A 項)			
	権利	「公衆送信権」 (法第 20 条第 2 項第 a 号)		「公衆送信権」 (法第 20 条第 2 項第 b 号)			

※ 外部独立製作番組の著作権は、原則として独立製作事業者に帰属する。「契約」の欄は、放送とネット配信における諸権利の利用と保護に関する考え方を示す。

※※ 「法」は、英国著作権法。

※※※ 主要放送事業者と独立製作事業者の間における個別交渉。2006年における情報通信庁の「どのメディアかではなく、いつの時点での利用か“when, not where”」の検討対象。

サービス権」について検証してきた。ここからは、2003年に「放送」の定義が改正された英国の1988年著作権・意匠・特許に関する法律（以下「英国著作権法」という。）と、BBCの「公共サービス権」との関係について、サービス別に法と契約の観点から整理していくこととする。

### 5.1 著作権法上の「定義」

英国著作権法第6条第1項において、「放送」に該当するサービスには、「放送」、「同時配信」、「時差放送」が該当し、これを放送又はネット配信する場合には、同法第20条第2項第a号に基づく「放送」の公衆送信権の許諾が必要とされている。また、同法第6条第1A項により、「放送以外」には、ネット配信のうち「時差配信」、「見逃し配信」、「ビデオ・オン・デマンド」が該当し、これをネット配信する場合には、同法第20条第2項第b号に基づく「放送以外」の公衆送信権の許諾が必要になる。つまり、英国著作権法においては、原則として、放送と「同時」のネット配信は「放送」に、「異時」のネット配信は「放送以外」に位置づけられている。

### 5.2 契約の前提となる基準の策定にあたっての「合意形成」

一方で、外部独立製作番組のネット配信に向けた著作権等の利用と保護に関する当事者間の契約の前提となる基準の策定にあたっての考え方は、2003年に改正された英国著作権法上の定義とは大きく異なっている。「情報通信庁の製作委託ガイドライン」の改正の議論が開始される以前の2005年においては、「初回放送」が主要放送事業者の一次利用権として設定され、その他の放送やネット配信は二次利用権として観念されてきた。その後、本稿3.5及び4.1で検証してきたとおり、2006年の情報通信庁の基本方針では、「どのメディアかではなく、いつの時点での利用か“when, not where”」という考え方を出発点とし

て、「初回放送」、「同時配信」、「時差放送・配信」及び30日以内の「見逃し配信」を主要放送事業者の「主要利用権」とし、それ以外の30日超から5年未満のネット配信を「副次的利用窓口権」とする考え方が示された。さらに、本稿4.2で検証してきたとおり、この情報通信庁の基本方針の考え方をもとに、主要放送事業者のうち、BBCは、5年以内の利用であれば、BBCがすべてのメディアで独占的に利用できる「公共サービス権」を設定し、独立製作事業者の業界団体であるPACTと合意に至っている。

### 5.3 包括的利用許諾契約による円滑な権利処理

英国著作権法上の「放送」に定義される公衆送信権と「放送以外」に定義される公衆送信権は、別個の権利として許諾が必要となる。したがって、同法上「放送」に定義されるものは許諾するが、「放送以外」に定義されるものについては許諾しないという事案もあり得る。この点について、「合意形成」に基づいた契約の前提となる基準としてのBBCの「公共サービス権」は、同法第6条の「放送」の定義に囚われず、情報通信庁の認証のもとで、包括的利用許諾契約<sup>(21)</sup>として一括して、権利者である独立製作事業者から許諾を得ることで、円滑な権利処理を実現していると言える<sup>(22)</sup>。

したがって、外部独立製作番組のネット配信は、同法第6条の「放送」の定義の如何に関わらず、当事者間の契約の前提となる基準の設定に向けた共同規制と、その「合意形成」の過程が鍵を握ると考えられる。

## 6 結びにかえて——日本法への示唆

英国と異なり、日本では、有力な放送事業者との支配・所有関係が強い「局系列」の外部製作事業者（非独立製作事業者）の存在が大きい<sup>(23)</sup>。そのため、外部製作事業者といっても、英国のように「独立」した外部独立製作事業者とは異なって

いる。

日本において外部製作比率は、NHKのBSプレミアムにおいては、2017年度上期実績で41.9パーセントと報告されている（規制改革推進会議、2018）。また、民間放送事業者の外部製作比率は、近年公表されているデータを見つけるのは難しいが、2007年にはフジテレビが外部製作比率30パーセント以上との報告を行っている（情報通信審議会、2007）。データ上は、英国のクォータ制の25パーセント割当規制の数値を上回っているが、日本の外部製作比率には、独立系ではない「局系列」の外部製作事業者も含まれていることに留意しなくてはならない。

このように、有力な放送事業者による管理が可能な「局系列」の外部製作事業者が含まれる中で、実態調査における番組製作事業者からの回答は、「発注書面の交付を受けなかった場合があった」と「発注書面の交付を全く受けなかった」の合計が38.3パーセントとなっている。さらに、著作権の帰属に関する事前協議の有無について、「設けていない／設けられていない等の場合があった」の合計が、放送事業者からの回答では4.6パーセント、番組製作事業者からの回答では37.1パーセント<sup>(24)</sup>と相当な乖離が生じている（総務省、2019a）。

今後、このような状況の中でも、日本において、外部製作番組の著作権の帰属の問題が解決されることを前提として、放送コンテンツのネット配信などの二次利用に向けた本格的な議論を行っていくかなくてはならない。その際、英国では、放送事業者と番組製作事業者の業界団体によって定められた「製作委託実施規約」が規制機関の認証を受けるだけでなく、当該規約の策定過程をも法的規律の対象としているという点は、日本法における一つの選択肢として意義を有すると考える。それゆえ、本稿で検証してきた英国における外部製作番組のネット配信に向けた著作権の利用と保護に関する経緯的事実に即した事例の研究は、今後の

日本の放送事業者と番組製作事業者の「合意形成」にあたって、有益な示唆を与えるものとする。

日本において、放送事業者と番組製作事業者の「継続的な対話・情報共有の場」は、「推進協議会」として、その礎はできている。今後、競争関係にありながらも、当事者間の友好・協調関係のもとで、テレビやネット配信といったメディアを問わず、国民・利用者がコンテンツを視聴できる環境が整えば、コンテンツの最終消費者である国民・利用者にとって、有益な帰結をもたらすと考える。

### 注

- (1) 5Gでは、従来の移動通信システムより100倍速いブロードバンドサービスを提供することが可能であり、2時間の映画を3秒でダウンロードできるとされている（総務省、2018a）。
- (2) 英国放送協会
- (3) チャンネル3：1955年放送開始の英国最大の民間放送局（全国ネット1局、地域放送15局、うちロンドン2局含む）。
- (4) 日本では、2019年5月29日、NHKの常時同時配信を可能とするため、放送法が改正された。
- (5) OTT (Over The Top) とは、自社では通信ネットワークは持たずにコンテンツ等を配信する上位産業レイヤー。日本では、2015年秋からNetflixをはじめとする海外動画配信OTT事業者がサービスを開始している。
- (6) 主要放送事業者とは、BBC, ITV plc, Channel Four Television Corporation, Channel 5 Broadcasting Ltd, STV Group, UTV Media plc, S4C, 以上の7放送事業者をいう。なお、衛星放送事業者のSky Ltdは含まれない（Ofcom, 2016）。
- (7) 放送局の自主規制を基本とするものの、最終的には情報通信庁による事後の介入を認

- めている。こうした規制手法は共同規制 (Co-regulation) と呼ばれている (鈴木賢一, 2004)。
- (8) “Television without Frontiers” Directive (TWFD): 89/552/EEC (97/36/EC, as amended).
- (9) “Audiovisual Media Services” Directive (AVMSD): 2007/65/EC (2010/13/EU, as amended).
- (10) 2003年情報通信法第277条第1項では、「放送時間」は「適格番組の放送時間」とされている。当該「適格番組」とは、1991年放送規則 (独立製作番組) 第2条において、再放送ではない初回放送番組 (ニュース等を除く) を意味すると規定されている。なお、2003年情報通信法第277条第13項において、「広告は含まない」と規定されている。
- (11) BBCについては1990年放送法第186条, チャンネル3 (ITV) については同法第16条第2項第h号, チャンネル4については同法第25条第2項第f項, チャンネル5については同法第29条に規定されている。
- (12) The Broadcasting (Independent Productions) Order 1991 (as amended) 1995年に15%から25%に株式保有比率等が改正されている。
- (13) 2003年情報通信法第285条第3項第b号では、独立製作番組が製作委託された場合には、放送権又はその他の二次利用権といった異なる権利の種類ごとについて、十分な透明性があることを主要放送事業者が情報通信庁に対して明らかにするよう規定されている。
- (14) 情報通信庁は、一定期間の例示として、BBCについては7日間, チャンネル4については30日間という案を示していた (Ofcom, 2006a)。
- (15) 英国番組製作者連盟
- (16) 当事者間の「合意形成」を受けて、ガイドラインでは「包括的規定」に留める旨について言及がされている (Ofcom, 2007)。
- (17) 新たなメディア・サービスへの利用許諾権に関して、2007年改正で追加された「包括的規定」を指す (Ofcom, 2007)。
- (18) BBCの「番販契約条項」は、2014年7月7日から、“BBC business framework”として規定されている (BBC, 2014)。
- (19) 「契約条項通則」は、「番組契約条項」のさらに下位規定として、“BBC Programme Production Agreement: General Terms”に規定されている (BBC, 2018)。
- (20) BBCは、「放送権」から「公共サービス権」へと概念を発展させ、独立プロダクションの団体であるPactとの間で、iPlayerを含めた公共サービスなどのサービスでもオンエアとオフエアの両方で提供できるという取り決めを結んだ。この公共サービス権は5年間有効である (中村, 2008)。
- (21) 権利者から利用者が著作物の利用にあたって包括的に許諾を得る契約。これにより、当該著作物等の利用に関する個別の許諾が不要になる。
- (22) 包括的利用許諾契約としての「公共サービス権」は、日本の常時同時配信や見逃し配信における著作権等を巡る諸課題への一つの解となる可能性を秘めている。しかしながら、本稿の注・参考文献で触れたものも含め、これまで「公共サービス権」について、日本で、詳細な研究報告はなされてこなかった。それゆえ、日本における放送番組のネット配信に向けた著作権等の利用と保護を巡る議論においては、英国の先行事例に見られるような「当事者間の契約の前提となる基準を設定し、『合意形成』を促進させる」という共同規制の枠組みをめざす提言は少なく、むしろ、著作権法の改

正による直接的な対応を求める意見が多かったように思われる。

また、英国を念頭に、「放送事業者は同時配信サービスを日本より早い時期から開始しており、加えて見逃し配信についても放送と同じ位置づけでサービスを行える社会的環境を整えることができてきた」（村上、2016）との指摘があるが、ここでの「社会的環境」とは、必ずしも2003年に改正された英国著作権法第6条の「放送」の定義のみを意味するのではなく、ネット配信に向けた共同規制による著作権等の利用と保護に関する「合意形成」を含む法的枠組みを包括的に意味すると考えられる。

- (23) 例えば、日本放送協会との関係における「(株)NHKエンタープライズ」、日本テレビとの関係における「(株)日テレ アックスオン」が、いわゆる「局系列」の外部製作事業者に該当する。
- (24) 番組製作事業者からの回答の37.1パーセントの内訳は、「協議をしている場合と、していない場合があった(7.9パーセント)」、「放送事業者が提示する条件に従っており、協議はしなかった(22.5パーセント)」、「協議をしなかった(6.7パーセント)」となっている。

#### 参考文献

- BBC(2006), Press Releases, *BBC and Pact agree on new media rights*, 2 June 2006.  
[http://www.bbc.co.uk/pressoffice/pressreleases/stories/2006/06\\_june/02/newmedia.shtml](http://www.bbc.co.uk/pressoffice/pressreleases/stories/2006/06_june/02/newmedia.shtml)  
 (2019年6月4日確認)
- (2014), *BBC business framework*.  
<https://www.bbc.co.uk/commissioning/tv/articles/how-we-do-business>  
 (2019年6月4日確認)

- (2018), *BBC Programme Production Agreement: General Terms*, August 2018, pp.4-5, 10, 42.  
<http://downloads.bbc.co.uk/commissioning/site/bbc-general-terms-august-2018.pdf>  
 (2019年6月4日確認)
- (2019), *Code of Practice*, pp.3, 7.  
[http://downloads.bbc.co.uk/commissioning/site/code\\_of\\_practice.pdf](http://downloads.bbc.co.uk/commissioning/site/code_of_practice.pdf)  
 (2019年6月4日確認)
- Castendyk, Oliver. et al. (2008), *EUROPEAN MEDIA LAW*, p.460.
- 舟田正之 (2010) 「放送番組製作取引の適正化—独占禁止法・下請法との関連で」 *ジュリスト* 1403号, p.78-90.
- (2011) 『放送制度と競争秩序』 有斐閣, pp.275.
- 長谷部恭男 (1992) 『テレビの憲法理論』 弘文堂, pp.73, 77-78.
- 生貝直人 (2011) 『情報社会と共同規制』 勁草書房, pp.11-16, 53-69.
- 河島伸子 (2009) 『コンテンツ産業論—文化創造の経済・法・マネジメント』 ミネルヴァ書房, pp.38-54.
- 規制改革推進会議 (2018) 「規制改革推進会議投資等WGヒアリングご説明資料(日本放送協会説明資料), 第28回投資等ワーキング・グループ, 資料1-1, p.31.
- ジョン・ミドルトン (2010) 『報道被害者の法的・倫理的救済論』 有斐閣, pp.263-284.
- 情報通信審議会 (2007) 「フジテレビにおける『外部制作比率と権利帰属』について」, デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第24回, 資料3, p.1.
- (2017) 「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について(中間答申)」, p.65.
- (2018) 「視聴環境の変化に対応した放

- 送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について（最終答申）」, p.63.
- 村上圭子（2016）『『これからのテレビ』を巡る動向を整理する Vol.8 ～2016年1月～4月～』放送研究と調査, 2016. 6, p.33.
- 中村美子（2008）「イギリス・BBC 公共サービス・コンテンツを360度展開へ」放送研究と調査, 2008. 10, p.9.
- （2010）「イギリスOfcom(放送通信庁)」放送研究と調査, 2010. 9, pp.26-39.
- Ofcom(2003), *Guidelines for broadcasters in drafting codes of practice for commissioning programmes from independent suppliers*, 18 December 2003.
- （2006a）, *Review of the television production sector, Consultation document*, 10 January 2006, pp.10-11, 80-89.
- （2006b）, *Review of the television production sector, Statement*, 25 October 2006, pp.3, 10, 48-49.
- （2007）, *Guidance for Public Service Broadcasters in drawing up Codes of Practice for commissioning from independent producers, Statement*, 21 June 2007, pp.18-20.
- （2015）, *Review of the operation of the television production sector*, 23 December 2015, pp.2, 4 -5, 10-11, 17-18, 22-24, 30-31, 34-36, 39.
- （2016）, *PSB Annual Research Report 2016*, 11 July 2016, p.3.
- Peacock, A. et al.(1986)Report of the Committee on Financing the BBC, Cmnd 9824, 1986, p.34 et seq.
- 曾我部真裕（2010）「メディア法における共同規制（コレギュレーション）についてーヨーロッパ法を中心としてー」大石真ほか編『各国憲法の差異と接点（初宿正典先生還暦記念）』成文堂, pp.645-646.
- 総務省（2018a）「情報通信白書（平成30年版）」, p.131.
- （2018b）報道資料「『放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議』の開催」, 2018.10.26.
- （2019a）『『放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン』平成30年度フォローアップ調査結果』, 2019.4.26.
- （2019b）「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（改訂版）【第6版】」, 2019.8.9.
- 総務省・経済産業省（2019）「放送コンテンツ（アニメ含む）適正な製作取引の推進に関する取組状況」, 中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議, 第8回下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループ, 資料4,2019.4.17.
- 総務省情報通信政策研究所（2018）「平成29年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」, pp. 9 -30.
- 鈴木賢一（2004）「英国の新通信法ーメディア融合時代におけるOFCOMの設立ー」レファレンス, 2004. 11, pp.74-75.
- 内山隆（2018）「メディアの主役が変わるとき：1950年代～80年代、映画産業とテレビ放送産業」日本民間放送連盟・研究所編『ネット配信の進展と放送メディア』学文社, pp.27-57.